

岩手県監査委員告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成21年10月2日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
 岩手県監査委員 樋下 正信  
 岩手県監査委員 菊池 武利  
 岩手県監査委員 谷地 信子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員	
県南広域振興局一関総合支局地域支援部	平成21年8月20日	樋下 正信	谷地 信子
県南広域振興局一関総合支局保健福祉環境部	平成21年8月19日	〃	〃
県南広域振興局一関総合支局農林部	〃	〃	〃
県南広域振興局一関総合支局土木部	平成21年8月20日	〃	〃
宮古地方振興局企画総務部	〃	千葉 康一郎	菊池 武利
宮古地方振興局税務部	〃	〃	〃
宮古地方振興局保健福祉環境部	平成21年8月19日	菊池 武利	
宮古地方振興局農政部	〃	〃	
宮古地方振興局林務部	平成21年8月20日	千葉 康一郎	菊池 武利
宮古地方振興局水産部	〃	〃	〃
宮古地方振興局土木部	平成21年8月19日	菊池 武利	
宮古地方振興局岩泉林務事務所	平成21年8月25日	樋下 正信	菊池 武利
宮古地方振興局岩泉土木事務所	〃	〃	〃
岩手県一関保健所	平成21年8月19日	〃	谷地 信子
岩手県宮古保健所	〃	菊池 武利	
一関農業改良普及センター	〃	樋下 正信	谷地 信子
宮古農業改良普及センター	〃	菊池 武利	
岩手県一関警察署	〃	樋下 正信	谷地 信子
岩手県千厩警察署	〃	〃	〃
岩手県宮古警察署	〃	菊池 武利	
岩手県岩泉警察署	平成21年8月25日	樋下 正信	菊池 武利

2 監査の結果

(1) 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

ア 県南広域振興局一関総合支局土木部 行政財産使用料の徴収に当たり、債権確定後著しく遅れて調定しているものが2件、94,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

イ 宮古地方振興局水産部 県営建設工事の入札に係る調査基準価格の設定に当たり、調査基準価格を過小に設定していたものが16件あったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、関係部とも連携をとり、組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努められたい。

ウ 岩手県一関保健所 医薬品販売業許可申請手数料に係る収入証紙収納額報告に当たり、報告すべき金額より多く報告しているものが1件、30,100円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

- (2) 次の機関について、需用費の支出において、不適切な事務処理があったので、適正な事務の執行に努められたい。

岩手県宮古警察署及び岩手県岩泉警察署